

一宮市防犯用具購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 一宮市防犯用具購入費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内に居住する個人に対し、防犯カメラやセンサーライト（以下「防犯用具」という。）の購入費用の一部を補助することにより、侵入盗等の犯罪予防を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、自ら居住する住宅の敷地内及び必要最小限の公共空間を撮影するために、1日24時間継続的に稼働し、屋外の既存の家屋や設備に固定して設置されるカメラであり、かつ、撮影した画像を記録する装置又は機能を有する新品のものをいう。
- (2) センサーライト 犯罪の予防を目的として、人感センサー等によりライトを自動で上方から点灯及び消灯させる装置で、屋外の既存の家屋や設備に固定して自ら居住する住宅の敷地内を照射する新品のものをいう。
- (3) 表示板 看板、ステッカー等により、自らが居住する住宅の敷地内に防犯カメラが設置されていることを明示するものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により一宮市の住民基本台帳に記録されている満18歳以上の者
- (2) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (3) 防犯用具を設置する市内の住宅に現に居住する世帯の世帯主又は世帯員である者
- (4) 防犯用具を設置する住宅を所有する者、又は当該住宅に防犯用具を設置することに関しその所有者等の同意を得ている者
- (5) 本人又は同一世帯に属する者が、当該年度にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (6) 防犯用具購入により生じた問題や損害等について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者本人又はその同一世帯に属する者が、令和8年2月1日から令和9年1月29日までに購入及び設置工事した経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費用

- (2) 前号を販売する者による、当該防犯カメラの設置工事費用
- (3) 表示板の購入費用（この要綱に基づき防犯カメラの購入費用の補助金を同時に申請する場合に限る）
- (4) センサーライトの購入費用
- (5) 前号を販売する者による、当該センサーライトの設置工事費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち防犯カメラの購入費用（設置工事費用及び表示板の購入費用を含む。）に4分の3を乗じて得た額と、補助対象経費のうちセンサーライトの購入費用（設置工事費用を含む。）に2分の1を乗じて得た額を合算した額とし、10,000円を限度とする。

- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までに、一宮市防犯用具購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1）（以下「交付申請書」という。）に必要事項を記入の上、誓約及び同意し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、交付申請書の提出に代え、市長が別に指定する方法により申請することができる。

- (1) 購入した防犯用具の購入日、販売店の名称及び所在地の記載がなされた、領収書又はレシートの写し
 - (2) 購入した防犯用具の保証書、取扱説明書又はカタログの写し等、その防犯用具の型番及び機能が確認できるもの
 - (3) 防犯用具を設置したことが確認できる写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 第三者から賃借する住宅に居住している者が補助金の交付を申請する場合は、住宅の所有者又は管理者の同意を得て、前項に規定する交付申請書の所有者同意欄に同意を得た者の氏名、住所、連絡先を記載するものとする。
 - 3 市長は、第1項に規定する補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときには交付申請の受付を中止することができる。
 - 4 規則第11条の規定による完了報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

（交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 交付の決定及びその通知は、補助金を交付すべきものと認めた交付対象者が交付申請書内で指定する銀行等の口座への入金をもって行うものとし、この場合、交付申請書を交付決定者からの請求書とみなす。
- 3 市長は、補助金を交付すべきでないと認めた不交付対象者に対し、一宮市防犯用具購入費補助金不交付決定通知書（様式第2）により、当該申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得たうえで、住民基本台帳を閲覧することができる。なお、同意しない申請者は住民票の写しを提出するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等の不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

- 2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、一宮市防犯用具購入費補助金交付決定取消通知書（様式第3）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業の執行に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対して、補助事業に関する必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 補助金の交付を受けて設置した防犯用具は、交付決定を受けた日から起算して1年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(危険負担等)

第13条 補助金の交付を受けて設置した防犯用具の施工後に生じた侵入盗等による損害や、その他関係者との間で生じた問題について、市はその責を負わない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年12月24日から施行し、改正後の第5条及び第7条の規定は令和7年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。